

第3期横浜市子ども・子育て会議 第5回 保育・教育部会
第31期横浜市児童福祉審議会 第5回保育部会 合同会議

日時：平成29年8月9日(水) 18:10～

場所：マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議事 <公開案件>
 - (1) 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」等の中間見直しについて【子子会議】
- 3 報告事項 <公開案件>
 - (1) 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準について【児福審】
- 4 その他
- 5 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第31期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料5 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」等の中間見直しについて(案)
 - 別紙1 地域子ども・子育て支援事業(13事業)にかかる「量の見込み」の中間見直し案【保育・教育部会所掌分】
 - 別紙2 量の見込み・確保方策算出シート
- 資料6 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における保育士の子どもの優先的取扱いの導入について

第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

< 第 3 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 >

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 教授	○ 石井 章仁	臨時委員
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	菊池 朋子	臨時委員
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	丸山 智美	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	村田 由夫	

< 第 31 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 >

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	千葉明德短期大学保育創造学科 教授	○ 石井 章仁	
2	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
3	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎ 神長 美津子	
4	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	菊池 朋子	
5	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
6	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
8	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
9	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	丸山 智美	
10	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	村田 由夫	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	宮本 正彦
	保育対策等担当部長	吉田 隆彦
課長	子育て支援課長	永井 由香
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	青木 正博
	保育・教育運営課 保育運営担当課長	古石 正史
	保育対策課長	金高 隆一
	こども施設整備課長	山本 淳一
	企画調整課長	福嶋 誠也
係長	子育て支援課 子育て支援係長	前川 周
	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育・教育運営課 運営調整係長	大槻 彰良
	保育・教育運営課 指導等担当係長	矢原 亜紀
	保育・教育運営課 指導等担当係長	長田 和彦
	保育・教育運営課 支給認定・利用調整担当係長	片岡 翔太
	保育・教育人材課 担当係長	宮本 里香
	保育対策課 担当係長	佐藤 洋平
	保育対策課 担当係長	真舘 裕子
	こども施設整備課 担当係長	水野 文彬
	企画調整課 企画調整係長	柿沼 千尋
	企画調整課 担当係長	万年 邦佳

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事(第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関する事
- (13) 児童虐待等の調査に関する事
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事

- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べるができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

- 第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

- 第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。
 - 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
 - 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

- 第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

- 第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て支援事業計画における 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」等の中間見直しについて

【趣旨】

- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～31 年度、以下「事業計画」）については、中間年に見直しを行うこととしています。
- ◆ 計画のうち、各年度の計画を年度末日（3 月 31 日）の値で設定している地域子ども・子育て支援事業（13 事業）については、29 年度（今年度）が中間年に該当するため、平成 30 年度・31 年度の 2 年分の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）の見直しを行います。
- ◆ また、事業計画については、次世代育成支援対策推進法に基づく「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」（計画期間：平成 22 年度～26 年度）を継承する計画としても位置付け、幅広く本市の子ども・青少年のための施策を推進するものとして一体的に策定しています。そのため、今回の中間見直しにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（13 事業）に加えて、事業計画に記載のある「指標」・「主な事業・取組」についても、必要に応じて見直しを行うこととします。
- ◆ なお、計画のうち、各年度の計画を年度当初（4 月 1 日）の値で設定している保育・教育については、昨年度（28 年度）が中間年に該当し、見直しを行いました。
- ◆ 次期事業計画（計画期間：平成 32～36 年度）については、来年度（30 年度）から策定に向けた検討を行う予定です。

※ 本日お示しする中間見直しにおける「量の見込み」（案）については、一定の考え方に基づく暫定版であり、本日いただいたご意見等をもとに関係機関等との議論を経て、今後変更となる可能性があります（その場合には、次回の部会にてご報告いたします）。

【中間見直しの全体の流れ（スケジュール）】

平成 29 年 8 月<本日>	部会において「量の見込み」（案）等の審議
9 月～10 月	部会において「確保方策」（案）等の審議
10 月～11 月	総会において「量の見込み」（案）及び「確保方策」（案）等の審議
30 年 3 月	神奈川県との協議を経て「量の見込み」及び「確保方策」確定

1 当初計画における「量の見込み」について

（1）量の見込みの算出根拠

事業計画策定の際、国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌基準（参考とすべき基準）として示されました（「基本方針」、「手引き」）。本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情や考え方を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

（2）量の見込みの算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計人口）に、市民ニーズ調査（平成 25 年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により 8 種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を 31 年度（計画最終年度）の量の見込みとして設定しています。

また、平成 31 年度に向けた各年度（27～30 年度）の量の見込みについては、25 年度の実績値を起点として、31 年度の値に向けて平均的に増加（または減少）するものとして設定しています。

$$\text{量の見込み} = \text{児童数（推計人口）} \times \text{潜在家庭類型の割合} \times \text{利用意向の割合}$$

※上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

《参考》 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（市民ニーズ調査）概要

○調査実施時期

平成 25 年 7 月 26 日～30 日 対象者あて発送
8 月 23 日 調査回答期限

○抽出世帯数

・未就学児調査：65,590 世帯
・小学生調査：66,190 世帯 【合計】131,780 世帯

○調査回収状況

・未就学児調査：回収数 31,374 世帯（回収率 47.8%）
・小学生調査：回収数 28,718 世帯（回収率 43.4%）

【合計】回収数 60,092 世帯（回収率 45.6%）

2 中間見直しにおける「量の見込み」等の考え方について

(1) 国から示されている内容

内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」が示されています（平成29年1月27日、6月29日）。当該手引きは、主に保育・教育の量の見込みの中間見直しに関するものですが、地域子ども・子育て支援事業（13事業）についても一部記載があります。

【国の「作業の手引き」（一部抜粋）】

○ 見直しの要否の基準（※教育・保育の量の見込みに関するもの）

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

○ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。

その際、

- ・ 放課後児童クラブについては、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う。
- ・ 延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行うこと。
- ・ 一時預かり事業について、幼稚園の拡大や、利用する家庭類型の割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。
- ・ 利用者支援事業について、昨年度、厚生労働省で行った「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」におけるとりまとめにおいて示されたとおり、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズを適切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直しを行う。
- ・ 地域子育て支援拠点事業を始め、上記以外の事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

ことなどが考えられる。

(2) 本市における考え方

ア 見直しを行う事業等の選定基準

昨年度の本市における保育・教育の中間見直しの検討経過（※）及び、前述の国の作業の手引きを踏まえ、地域子ども・子育て支援事業（13事業）及び「指標」・「主な事業・取組」（13事業以外）のうち、次のいずれかの基準に該当するものを、原則として見直します。

なお、「指標」・「主な事業・取組」（13事業以外）については、13事業とは異なり、各年度の「量の見込み」及び「確保方策」を設定しておらず、計画最終年度（31年度）の計画値のみを設定しているため、基準についても13事業とは異なります。

※ 保育・教育にかかる量の見込みの中間見直し検討の段階で、計画策定時に使用した就学前児童（0～5歳）の推計人口と実態に大きな乖離がある（推計<実態）ことが判明しました（H28.4の時点で2,926人）。そのため、あらためて人口推計を行った結果、就学前児童数が減少する傾向は変わらないものの、減少の程度が当初計画よりも緩やかになると見込み、中間見直しに反映しました。【H31の就学前児童数（推計）：当初計画171,297人→見直し後181,344人】

【地域子ども・子育て支援事業（13事業）の場合】

A：「量の見込み」の算出に推計人口を用いている事業

B：平成28年度の「量の見込み」の実績値が28年度計画値と大きく（10%以上）乖離している事業

【「指標」・「主な事業・取組」（13事業以外）の場合】

C：平成28年度実績値が31年度計画値を既に上回っている、あるいは、31年度までに31年度計画値を上回ることが見込まれる事業等

【共通】

D：その他、制度改正や個別の事情等により見直しが必要な事業等

イ 見直し方法（地域子ども・子育て支援事業ごとの内容については「別紙1」参照）

上記アの基準（A～D）に該当する事業について、次の方法により見直します。

なお、複数の基準に該当する場合には、それぞれの方法により見直します。

(ア) 基準「A」に該当する事業

量の見込みの算定式における推計人口の数値を、昨年度にあらたに算出した推計人口に更新して見直しを行います。

(イ) 基準「B」に該当する事業

大きな乖離が生じている要因等を分析したうえで、量の見込みを見直すか否かを判断します（原則見直します）。見直す場合には、当該事業にかかるこれまでの点検・評価の結果等も十分に踏まえ、①算定式に使用する数値を最新のものに更新、もしくは、②算定式自体（算定の考え方）を変更します。

なお、算定式にニーズ調査に基づく利用意向割合を使用している事業について、実績値が計画値を下回っている場合には、それは、まだ需要が顕在化しておらず、31年度までに顕在化するものと見込み、原則として、下方修正しません。

<該当事業：延長保育事業（夕延長）、一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）>

(ウ) 基準「C」に該当する事業等（該当事業は下記【表1】参照）

上記（イ）と同様、要因等を分析したうえで、31年度の計画値を見直すか否かを判断します。見直す場合には、直近の実績や当該事業にかかるこれまでの点検・評価の結果等を十分に踏まえるとともに、今後の動向も見極めた内容とします。

(エ) 基準「D」に該当する事業等

見直しが必要となっている当該事業の個別事情に応じて、適切な方法を検討します。

【表1】 基準「C」に該当する事業等 *保育・教育部会所掌分

<28年度実績値が31年度計画値を既に上回っているもの>

見直しを行う指標・事業等		計画策定時	28実績	31目標値	31目標値に対する達成率
1	保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率(%)	47.1	66.6	65	102.5%
2	保育・幼児教育研修・交流等事業 (白峰学園保育センター研修参加延べ人数)	1,722	3,155	1,722	183.2%

<31年度までに31年度計画値を上回ることが見込まれるもの(※)>

※今後、当初計画策定時（25年度実績ベース）から28年度までの毎年度の平均進捗率で推移した場合に、30年度末には目標達成するもの（28年度末時点の進捗率が60%以上のもの）を想定

見直しを行う事業等及び目標		計画策定時	28実績	31目標値	H28時点進捗率(%)
1	事業・取組 保育・幼児教育研修・交流等事業 保育所職員等研修参加者数	27,235	31,382	32,500	78.8%
2	事業・取組 保育士就職面接会、幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保(就職面接会参加者数) ※28実績は27・28年度の累計、31目標値は27～31年度の累計	292	1,553	2,000	73.8%

3 地域子ども・子育て支援事業（13事業）にかかる「量の見込み」の中間見直し案について

地域子ども・子育て支援事業（13事業）における事業ごとの見直し案については、「別紙2」（量の見込み・確保方策算出シート）のとおりです。

なお、「量の見込み」を設定していない「指標」・「主な事業・取組」（13事業以外）にかかる計画値の中間見直し案については、13事業に関する「確保方策」の見直し案とあわせて、次回の部会（9月～10月）においてご審議いただきます。

■地域子ども・子育て支援事業(13事業)にかかる「量の見込み」の中間見直し案【保育・教育部会所掌分】

名称	本市事業	単位	量の見込み				見直し事業にかかる選定基準の該当の有無			見直しの有無	見直しの考え方、方法等	量の見込み 中間見直し案			
			H31 (当初) 計画値	H28			推計人口 A	±10%以上 乖離 B	その他 D			H30		H31	
				実績値 (※)	(当初) 計画値	計画と実績 の乖離						当初	見直し後	当初	見直し後
1 病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数	27	27	27	0.0%	—	—	—	×	—	27	—	27	—
2 利用者支援に関する事業	保育コンシェルジュ事業	実施箇所数	18	18	18	0.0%	—	—	—	×	—	18	—	18	—
3 時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数	21,278	6,323	13,588	-53.5%	○	○	—	●	推計児童数を昨年度新たに算出した推計人口に更新して見直す。 なお、ニーズ調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、実績との乖離に基づく下方修正は行わない。	18,715	19,687	21,278	22,643
4	幼稚園での預かり保育1号	延べ利用者数	582,178	541,479	561,438	-3.6%	○	—	○	●	実績値の伸び率により見直す。	575,266	617,304	582,178	661,691
5 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育2号	延べ利用者数	697,435	790,263	591,043	33.7%	○	○	—	●	実績値の伸び率により見直す。	661,971	1,009,087	697,435	1,140,268
6	その他(幼稚園預かり以外)合計	延べ利用者数	539,359	315,111	408,861	-22.9%	○	○	—	●	推計児童数を昨年度新たに算出した推計人口に更新して見直す。 なお、ニーズ調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、実績との乖離に基づく下方修正は行わない。	495,860	518,102	539,359	583,843

※ 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。

量の見込み算出シート

別紙 2-1

地域子ども・子育て支援事業		キ 時間外保育事業						
本市事業		時間延長サービス(タ延長)						
対象家庭類型		潜在タイプ(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)						
対象年齢		0歳～5歳						
方法		国「手引き」の一部をアレンジ						
算出根拠		※ 参照する「手引き」の事業区分:(1)時間外保育事業 ■国「手引き」による31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した時間外保育(18時以降)利用意向の割合 ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう、27～30年度の量の見込みを算定する。 「潜在家庭類型別児童数(人)」を算出するのに使用した「推計児童数(人)」について、昨年度新たに算出した推計人口に更新して見直す。 なお、ニーズ調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、実績との乖離に基づく下方修正は行わない。						
指標(単位)		利用者人数(人)						
年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考	
全市	量の見込み (見直し後)	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278	【25年度実績】5,888人 【27年度実績】6,775人 【28年度実績】6,323人	
鶴見区	量の見込み (見直し後)	969	1,256	1,463	1,664	1,855		
神奈川区	量の見込み (見直し後)	823	1,093	1,262	1,423	1,575		
西区	量の見込み (見直し後)	359	528	612	684	748		
中区	量の見込み (見直し後)	426	534	619	700	777		
南区	量の見込み (見直し後)	472	597	718	840	962		
港南区	量の見込み (見直し後)	610	751	883	1,017	1,152		
保土ヶ谷区	量の見込み (見直し後)	514	628	736	843	947		
旭区	量の見込み (見直し後)	632	766	888	1,006	1,122		
磯子区	量の見込み (見直し後)	397	535	645	750	849		
金沢区	量の見込み (見直し後)	533	627	716	801	884		
港北区	量の見込み (見直し後)	1,419	1,771	2,053	2,330	2,600		
緑区	量の見込み (見直し後)	574	695	808	920	1,031		
青葉区	量の見込み (見直し後)	987	1,167	1,297	1,417	1,529		
都筑区	量の見込み (見直し後)	824	1,058	1,244	1,422	1,591		
戸塚区	量の見込み (見直し後)	895	1,125	1,305	1,481	1,653		
栄区	量の見込み (見直し後)	295	375	458	538	619		
泉区	量の見込み (見直し後)	418	520	618	717	817		
瀬谷区	量の見込み (見直し後)	256	325	403	484	567		
		-	-	-	480	556		

量の見込み算出シート

別紙 2-2

地域子ども・子育て支援事業		コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業					
本市事業		ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日保育)					
対象年齢		(下記「概要」参照)					
方法		<p>国「手引き」を一部アレンジ</p> <p>※ 参照する「手引き」の事業区分：(5)一時預かり事業 等</p> <p>「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)</p>					
算出根拠		<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1：幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC、D、E、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)×利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」＝ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)×利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」＝ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2：その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)×利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」＝ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が增加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 国手引きにより算出した31年度の量が見込みが25年度実績に比べて著しく低い場合は補正した。 ⇒25年度の当該区の3～5歳の人口に対する31年度と同推計人口の割合を、当該事業の25年度の実績に乗じて31年度の量の見込みとした。</p>					
指標(単位)		延べ利用者数(年間)(人/年)					
見直しの考え方		<p>ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) ・昨年度新たに算出した推計人口に更新して見直す。 ・28年度実績が31年度計画値を大幅に上回るため、実績値の伸び率により補正する。</p> <p>その他(ウ～ケ) ・昨年度新たに算出した推計人口に更新して見直す。なお、ニーズ調査に基づく利用意向割合を用いている事業であるため、実績との乖離に基づく下方修正は行わない。</p>					
年度		備考					
幼稚園(1号)	量の見込み(見直し後)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	<p>【27年度実績】 幼稚園(預かり保育・1号認定)：522,192人/年 幼稚園(預かり保育・2号認定)：702,423人/年 その他：313,736人/年</p> <p>【28年度実績】 幼稚園(預かり保育・1号認定)：541,479人/年 幼稚園(預かり保育・2号認定)：790,263人/年 その他：315,111人/年</p>
幼稚園(2号)	量の見込み(見直し後)	554,519	561,438	568,348	575,266	582,178	
全市	量の見込み(見直し後)	-	-	-	617,304	661,691	
	量の見込み(見直し後)	555,575	591,043	626,504	661,971	697,435	
その他	量の見込み(見直し後)	-	-	-	1,009,087	1,140,268	
	量の見込み(見直し後)	365,351	408,861	452,358	495,860	539,359	
	量の見込み(見直し後)	-	-	-	518,102	583,843	

量の見込み算出の考え方

鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	25,540	26,800	28,060	29,321	30,581
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	29,413	38,673	47,932	57,191	66,450
	その他	量の見込み (見直し後)		33,649	39,060	44,470	49,881	55,292
神奈川区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	22,746	24,756	26,766	28,776	30,786
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	26,509	27,417	28,324	29,231	30,138
	その他	量の見込み (見直し後)		23,268	28,076	32,883	37,690	42,497
西区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	14,754	15,415	16,076	17,397	19,376
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	14,101	14,075	14,049	14,022	13,996
	その他	量の見込み (見直し後)		12,231	13,383	14,534	15,686	16,838
中区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	19,604	19,361	19,117	18,873	18,629
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	20,005	22,265	24,525	26,784	29,044
	その他	量の見込み (見直し後)		19,095	20,833	22,571	24,308	26,046
南区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	14,169	14,298	14,426	14,555	14,683
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	15,143	20,153	25,163	30,174	35,184
	その他	量の見込み (見直し後)		18,799	21,462	24,124	26,787	29,449
港南区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	29,299	28,911	28,522	28,134	27,745
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	29,851	29,188	28,524	27,861	27,198
	その他	量の見込み (見直し後)		17,721	18,904	20,086	21,269	22,451
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	25,824	25,576	25,327	25,079	24,831
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	32,508	32,172	31,836	31,501	31,165
	その他	量の見込み (見直し後)		13,842	16,053	18,263	20,474	22,684
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	54,719	53,435	52,151	50,868	49,584
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	47,728	49,379	51,029	52,679	54,329
	その他	量の見込み (見直し後)		17,762	21,057	24,351	27,646	30,940
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	18,114	19,925	21,735	23,546	25,356
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	16,557	19,807	23,056	26,306	29,556
	その他	量の見込み (見直し後)		12,341	14,950	17,559	20,167	22,776
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	32,784	32,590	32,395	32,201	32,007
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	21,217	22,597	23,977	25,358	26,738
	その他	量の見込み (見直し後)		17,736	17,932	18,127	18,322	18,517
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	33,193	37,328	41,463	45,598	49,733
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	25,213	32,167	39,120	46,074	53,028
	その他	量の見込み (見直し後)		38,179	42,478	46,777	51,076	55,375
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	23,637	24,552	25,466	26,381	27,295
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	27,276	27,188	27,100	27,012	26,924
	その他	量の見込み (見直し後)		20,127	21,428	22,728	24,028	25,328
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	73,498	72,373	71,247	70,122	68,996
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	60,121	59,200	58,279	57,359	56,438
	その他	量の見込み (見直し後)		33,367	35,895	38,423	40,950	43,478
								42,847

量の見込み(暫定版)

量の見込み（暫定版）									
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	48,680	48,719	48,758	48,797	48,836	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	52,678	52,631	52,584	50,486	54,391	
	その他	量の見込み (見直し後)		26,789	29,910	33,030	76,140	84,298	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	32,495	33,086	33,676	34,266	34,856	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	42,849	50,236	57,623	35,452	38,821	
	その他	量の見込み (見直し後)		24,633	28,365	32,096	94,215	116,265	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	15,138	14,899	14,660	14,422	14,183	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	23,037	22,674	22,311	14,921	15,796	
	その他	量の見込み (見直し後)		10,102	10,575	11,048	21,947	21,584	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	23,724	23,585	23,446	32,331	34,663	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	31,395	31,909	32,423	11,522	11,995	
	その他	量の見込み (見直し後)		12,174	14,268	16,361	11,298	11,547	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	46,601	45,829	45,057	23,307	23,168	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	39,974	39,312	38,649	28,811	28,811	
	その他	量の見込み (見直し後)		13,536	14,232	14,927	32,938	33,452	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	46,601	45,829	45,057	60,426	60,426	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	39,974	39,312	38,649	18,455	20,548	
	その他	量の見込み (見直し後)		13,536	14,232	14,927	18,177	19,991	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	46,601	45,829	45,057	44,284	43,512	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	39,974	39,312	38,649	48,163	48,460	
	その他	量の見込み (見直し後)		13,536	14,232	14,927	37,987	37,324	
	幼稚園(1号)	量の見込み (見直し後)	ア	46,601	45,829	45,057	55,052	59,941	
	幼稚園(2号)	量の見込み (見直し後)	イ	39,974	39,312	38,649	15,622	16,317	
	その他	量の見込み (見直し後)		13,536	14,232	14,927	15,454	15,981	

横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における
保育士の子どもへの優先的取扱いの導入について

- 1 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正（案）
別表2-2「その他世帯の状況」 ※一部抜粋

現行	改正（案）
（規定なし）	（9）保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）

- 2 スケジュール

時期	内容
29年6月30日	児童福祉審議会 保育部会へ報告
29年7月4日～8月2日	意見公募
29年8月9日	児童福祉審議会 保育部会へ報告
29年8月中	基準改正
29年10月13日	利用案内配布
～30年4月	30年4月の利用調整から改正した基準を適用